

奈良県告示第三百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成三十年一月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 主要地方道
- 二 路線名 枚方大和郡山線
- 三 道路の区域

路線 番号	区 間	備 考
7	大和郡山市柳町四三二番二号地先 から 大和郡山市天理町七二〇番二号地 先まで	

四 供用開始年月日

平成三十年一月二十八日